

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

10

No.244 | Oct. 2021

労務のみらい

最低賃金が
改定されます

特集

準備はできていますか？

電子帳簿 保存法 改正

〈社長の履歴書〉株式会社日辰 梅原清辰氏
〈オフィスレポート〉関西事務所
〈遺産相続・キャプティブ保険〉
動産のための宣誓供述書とは



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

特集

準備はできていますか？

電子帳簿
保存法改正

2021年の「電子帳簿保存法」の改正において、電子データでの保存方法が大きく変わります。業務負担を軽減することを目的としていますが、電子取引に関しては電子保存が義務化となりました。「どのようなものが電子取引にあたるのか」、そして「どのような対策を講じればいいのか」、わかりやすく解説します。どうぞ、ご参考にしてください。

辻・本郷 税理士法人
DX事業推進室

菊池 典明

辻・本郷
ITコンサルティング
株式会社

松山 考志

電子取引の
電子保存が
義務化！

PART-1

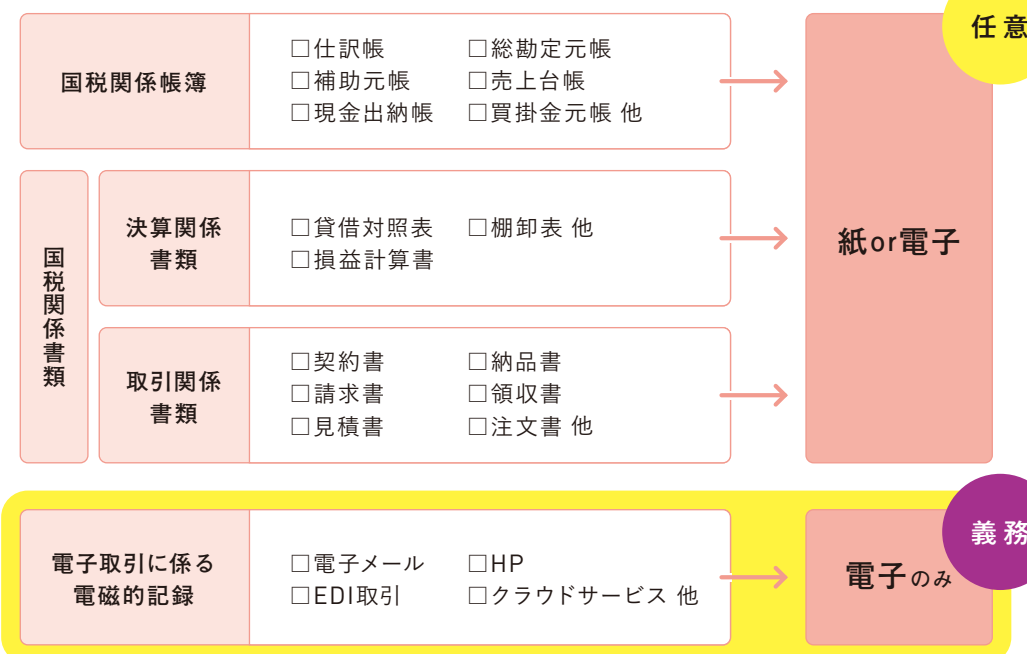
電子帳簿保存法が改正

デジタル化・ペーパーレス化が進展する中で、経理の電子化による生産性向上などを目的に、2021年の税制改正において「電子帳簿保存法」(2022年1月施行)が改正され、帳簿書類を電子的に保存する際の手続が抜本的に見直されました。

PART-2

電子帳簿保存法の保存方法

電子帳簿保存法改正により電子化の要件が大きく緩和される一方で、**電子取引の電子保存が義務化**されます。企業が対応すべき事項は想像以上に多く、早急な対策が必要となります。



電子保存の対応が必要！

2022年1月1日からメールやWebで受領した領収書・請求書(電子取引)は、電子帳簿保存法に対応した電子保存が義務化されます。

企業としての
取り組みの
姿勢を
決めましょう！

PART-3

電子保存の対応が必要になる電子取引例

電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」のことをいいます。EDI取引、インターネットによる取引、電子メールにより取引情報を授受する取引などがこれにあたります。



電子メール

電子メールにより請求書や領収書などのデータを受領。



ホームページ

インターネットのホームページから請求書や領収書などのPDFファイルをダウンロード。



クラウドサービス

クラウドサービスを利用し、電子請求書や電子領収書を受領。



クレジットカード

クレジットカードの利用明細のクラウドサービスにより請求書や領収書などを受領。



EDIシステム

EDIシステムの利用。



ペーパーレスFAX

ペーパーレスFAXで請求書や領収書などのPDFファイルを受領。

PART-4

電子帳簿保存法の改正ポイント

今回の改正で大きく変更となった3つのポイントを紹介します。

承認制度



\ 廃止 /

事前に税務署からの承認が必要でしたがこれが廃止。必要条件を満たしていれば導入可能。

スタンプ要件



\ 緩和 /

タイムスタンプの付与を受領後3日以内に行う必要がありましたが、最長2ヶ月に延長されました。

適正事務
処理要件

\ 廃止 /

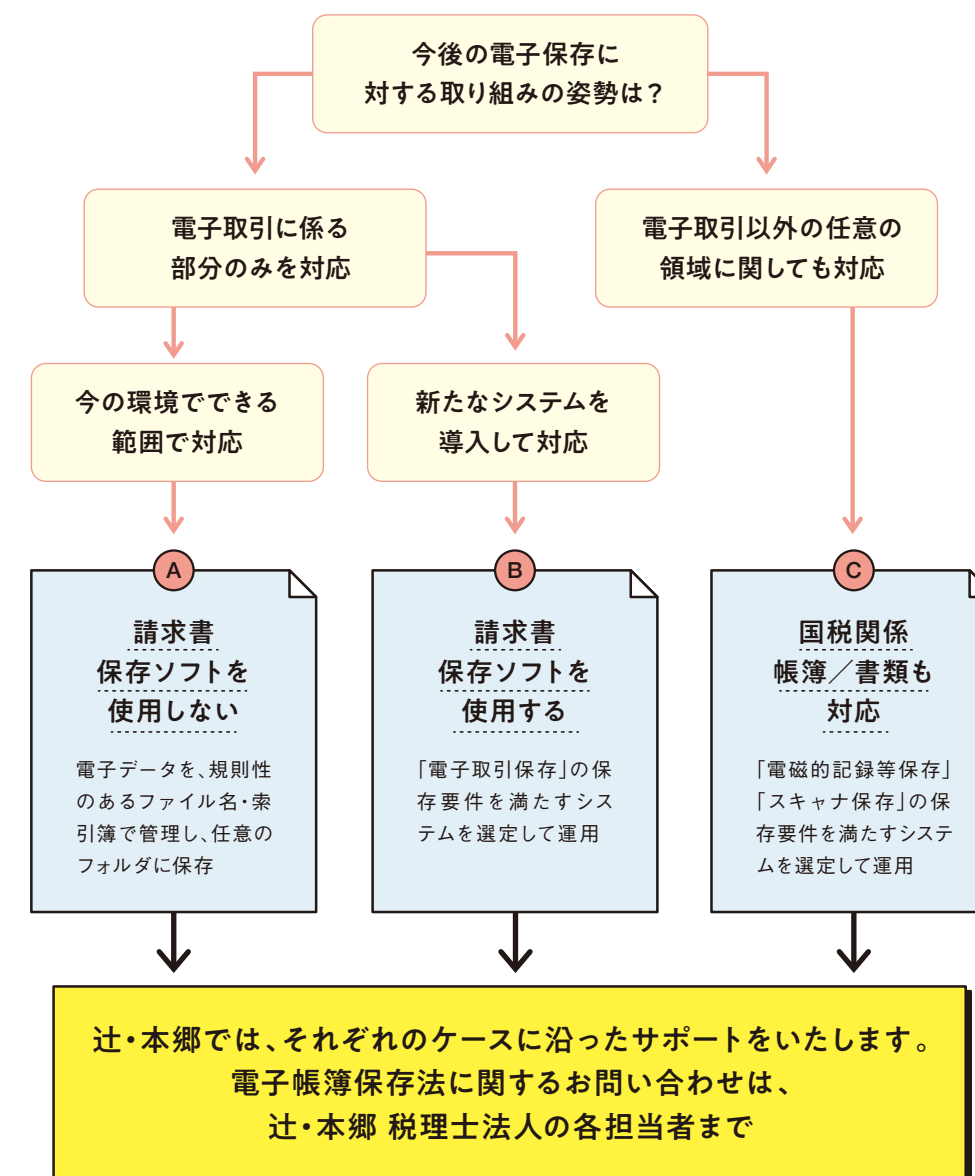
定期検査まで保存が必要だった原本は、スキャナ後にすぐに破棄が可能になりました。

PART-5

あなたの会社は電子帳簿保存に
どのように取り組みますか？

企業として電子帳簿保存に関して、「電子取引についての電子保存のみの対応」とするのか、それとも「全般的な対応」とするのか、経営判断が必要になります。

\ START! /



NEWS 開催決定!! 【電子帳簿保存法 Webセミナー】

10/19(火)～ 配信開始

会計ソフトベンダーに聞く! システム選定のポイント



参加費
無料





社長の履歴書

19

President's
Resume

従業員は

私の分身です。

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、そば店向けに卸販売をしている

株式会社日辰の会長 梅原清辰さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社日辰
会長

梅原清辰氏

始まりは15坪の店舗

およそ7,000店のそば店に食品などの卸販売を展開している株式会社日辰。創業は1965年。現会長の梅原清辰さんが鳥取県から単身上京し、住み込みで働きながらなんとか貯めた250万円を元手に始めた商売が原点です。「新宿区西落合にわずか15坪の店を開きました。なんとしても、やってやろう!そんな思いで始めました」と梅原さんは当時を振り返ります。地道で懸命な努力を積み重ね、徐々に規模は拡大。創業から56年経った現在では、東京本社の他、6つの営業所を拠点にビジネス展開をしています。

経営に大切なのは「人」

梅原さんは、経営する上で大切なのは「人」だといいます。「私は従業員のことを自分の分身のように思っています。1人ではできないことも、集まれば成し遂げることができます。従業員は仲間



であり、家族です」そんな思いから、家賃が高かった1980年代から社員寮を設け、若手社員を中心に快適な住空間をリーズナブルに提供しています。

そして、「人」に対する思いは、顧客であるそば店にも向けられています。そば店の店員は、早朝から夜遅くまで休みもなく忙しく働いています。その業務負担を少しでも軽減できればと、調理に使う具材やサイドメニューの製造など、卸販売業にとどまることなく幅広いサービスをそば店と一緒に考えて取り組んできました。

現場から情報を集める

現在は、息子の清幹さんが社長として事業を引き継いでいます。これまでに培った豊富な知識と経験を活かして、あらゆる業態の外食産業の要望に応える企業として、新しい日辰を展開しています。「もう少しやりたいという思い

もありましたが、経営は次世代に譲っていくものだと考え、辻・本郷さんにコンサルタントとして入ってもらい、アドバイスをもらいながら事業継承を進めました」

ビジネスの第一線から身を引いた梅原さんに、今後の会社経営に期待することをお聞きしました。「現場を大事にすることですね。現場とはお客様や同業、そして金融機関など、様々な人と接する場所のことです。社内に閉じこもってはいけません。外に出て、情報を吸収しないといけません。会社をどのようにしていくのかといった経営判断には、現場からの情報がとても重要になります」

やさしく穏やかにお話をする梅原さんの言葉の端々から、会社を築き、大きく成長させてきた経営者としての力強さが伝わってきました。

BIOGRAPHY

- ・1937年
鳥取県生まれ
- ・1955年
県立米子東高校卒業
- ・1955年
有限会社梅原酒店勤務
- ・1960年
株式会社丸三福岡商店勤務
- ・1965年
日辰梅原商店開業
- ・1969年
株式会社日辰に改組
代表取締役社長に就任
- ・2011年
会長就任

株式会社日辰

そば店に食材・酒類・調味料・消耗品などを販売している業務用食品食材卸販売会社。創業は1965年、半世紀以上の歴史を誇る老舗企業。都区内都下・埼玉・神奈川・群馬・茨城・栃木・千葉を中心とする関東地方全域で展開。

東京都練馬区高野台1-18-15
TEL.03-3904-1929



労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 特定社会保険労務士 高橋 美穂 〕

最低賃金が改定されます

(令和3年10月1日より順次改定)

都道府県の令和3年度地域別最低賃金額が10月1日から順次改定されています。最低賃金は企業が労働者に最低限支払わなければならない賃金で、今回全国平均で前年度比28円増の930円、上げ幅は過去最大となりました。(東京は1,041円)

1. 最低賃金の対象となる範囲

基本給と諸手当が対象になります。最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から臨時的な手当などを除外したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金など
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

2. 最低賃金の確認方法(月給制の場合)

時給制の場合、時給 $\geq$ 最低賃金額であれば問題がありませんが、月給制の場合は右記のような計算で時間額を算出して確認します。

月給(最低賃金の対象とならない賃金を除く) $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

3. 最低賃金法違反にはペナルティーがあります

最低賃金額未満の賃金しか支払わなかった場合には、雇い主は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

4. 最低賃金引上げに向けた

中小企業・小規模事業者への支援事業

厚生労働省は経済産業省と連携し、最低賃金の引上げにより、影響を受ける中小企業に対して助成金等の支援を実施しています。

詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。



今月のテーマ

10月1日より
申請開始!!

もうすぐスタート!

消費税の【インボイス制度】の基礎を解説



2023年(令和5年)10月1日から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。

課税事業者の消費税額の計算方法は、課税売上にかかる消費税額から課税仕入等にかかる消費税額を差し引いた金額が納付すべき消費税額となります。この課税仕入等にかかる消費税額を仕入税額控除といいますが、インボイス制度導入後は適格請求書(インボイス)等を保存しないと仕入税額控除が取れないためお客さまや取引先から適格請求書等を求められます。

適格請求書等を発行するためには適格請求書発行事業者の登録が必要となり、2021年(令和3年)10月1日より登録申請書の受付が開始されます。

事前準備としては請求書等の様式の変更、レジなどのシステムの改修などがありますが、直前に慌てないようまずは適格請求書発行事業者の登録をご検討ください。

10月1日申請開始!

まずは
適格請求書
発行事業者の
登録を



▶ 動画のポイント

- ① インボイス制度で請求書はどう変わるのか
- ② 適格請求書発行事業者登録はいつまでにすればよいか
- ③ 免税事業者等からの仕入の経過措置

動画で
わかる!

税金のはなし

山口 拓也

埼玉エリア
シニアパートナー

辻・本郷のYouTubeチャンネルを担当
趣味は釣りとマラソン

今月のテーマの
動画はこちらから!



関連動画も公開中!

▶ 消費税還付スキーム封じ!
居住用賃貸建物の
仕入税額控除の制限

▶ 2022年1月から対応必須!
電子取引の【電子保存義務化】

辻・本郷 税理士法人
YouTubeチャンネルの
視聴・登録はコチラ



あ 相 気 ち れ 続 に よ こ の な つ れ の る と

木村信夫の

『夫が負担した妻の介護施設入居一時金に 相続税はかかるか？』

1 夫が負担した妻の介護施設入居一時金は原則生活費ですが…

夫が負担した妻の介護施設入居一時金は生活費であると認められたケースがあり、そのポイントは下記の5点でした。

- ①妻は、高齢かつ要介護状態であること
 - ②この入居金を一時に支払う必要があったこと。
 - ③妻はこの入居金を支払うに足るだけの金銭を有していなかったこと。
 - ④介護施設への入居は自宅における介護を伴う生活費の負担に代えるものとして相当であること。
 - ⑤介護施設は介護の目的を超えた華やかな施設ではないこと。
- このような話をすると③と⑤に関してよく質問を受けます。

2 妻にお金があったら

妻に数千万円のお金がある場合にはどうなるのでしょうか？

一般的には男性は女性よりたくさんのお金を持っているので、ご主人が通常的生活費を出すケースがほとんどです。また、女性の方が長生きをするのでご主人は自分が亡くなった後の妻の生活費が心配となり、妻の預金をより多く残しておきたいと考えるのが普通です。

このような考え方からすると、仮に妻に数千万円の預金があったとしても妻の老後の生活資金の温存ということで問題にはならないと考えられます。

3 華やかな施設だと…

上記のケースは居室面積が15㎡で、一時金は約1,000万円でした。

それに対して一時金が約1億3,000万円と高額なケースでは、居室面積100㎡超、生活に直接関係ないフィットネス・プール等があり、配偶者は介護状態になかったということもあり生活費と認めてもらえず相続税が課税されました。

1,000万円が良くて1億3,000万円は生活費ではないとなると、その間に位置する金額のうちどの位の金額が妥当かということになります。

最終的にはその施設の内容によると思いますが、億円単位となるような高級な介護施設は華やかな施設と言われて問題となりそうです。

えびちゃんの

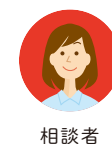
#20

生産性向上術

DX=デジタル化？



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

このコラムで良く出てくるワード「デジタル化しましょう！」ですが最近よく耳にする「DX」との違いについてお話ししたいと思います！



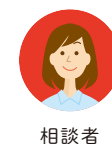
えびちゃん

先月も申請書をデジタル化して効率化させる話だったわね。私も少し勉強してみたわ。デジタルとはアナログ（紙）と対をなして、コンピューターで扱える形に置き換えた姿を言うのよね。



えびちゃん

そうですね、例えば、申請書やタイムカードをデジタル化させることによって、給与ソフトへ簡単に取込める形に出来ますよね。この流れが「IT化」と呼ばれています。



相談者

IT化？DXってことよね！

いえ、この状態ではまだDXではないのです…。次回は、DXについて深掘したいと思います。



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
DXバックオフィス事業部 海老原（えびちゃん）まで
✉ dx-backoffice@ht-tax.or.jp



辻・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 21

関西事務所

全国で活躍している辻・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第21回目となる今回は、関西事務所からのレポートです。



関西事務所は大阪駅から徒歩5分、西梅田のハイセンス商業施設に隣接するオフィス街に位置し、関西エリアの拠点事務所として「コンサルティング事業部」「法人事業部」「相続センター」の3つの専門事業部に分かれております。

「コンサルティング事業部」は、グループ会社の辻・本郷 M&Aソリューションと連携し、M&Aアドバイザリー、FAS／事業承継／事業再編／財団コンサルティング等を行っており、クライアントのケイパビリティの向上に役立つコンサルティングを目指しております。

「法人事業部」は、「法人部」と社会福祉法人や公益財団法人も担当する「法人戦略部」の2部門があり、

法人税務顧問サービスに加え、他の事業部や関係会社との連携をはかり、会社で生じるさまざまな課題やニーズを把握し、問題解決を目指しております。

「相続センター」は、数多くの相続税の申告、円滑な資産承継コンサルティングに加え、遺言書作成のご相談から執行まで、皆さまの想いを実現するためのお手伝いをさせていただいております。

各事業部を統括するシニアマネージャーを紹介させていただきます。

6月には大阪事務所と統合し総勢60名で、さらに専門性を深めお客さまへのサービス向上に努めて参ります。

関西エリア シニアパートナー

桑木 小恵子



2008年10月 辻・本郷 税理士法人入社。税理士。公益法人部長・京都支部長を経て現職。経営コンサルティング・財団コンサルティングが専門。趣味は旅行。訪れた国は21か国。好きな街は京都。

あなたの考える大阪の魅力とは？

世界に誇る水の都。「毎度おおきに」のフレーズが飛び交う義理人情の街。

「なんばでっか」が挨拶の商人の街。高級料理からB級グルメ、通称「粉もん」が美味しい、くだおれの街。フレンドリーさが大阪の魅力です。

シニアマネージャー紹介

コンサルティング事業部 シニアマネージャー

吉岡 健二



2014年4月 辻・本郷 税理士法人入社。税理士。法人に対する資本政策、組織再編、M&Aなどのコンサルティングに従事。たまに1、2週間南の島でゆっくりすることでバランスをとります。

法人戦略部 シニアマネージャー

佐々木 泰裕



2013年12月 辻・本郷 税理士法人入社。公認会計士・税理士。社会福祉法人、公益法人の顧問業務のほか、辻・本郷税理士監査法人に従事。長年、バイクレースをやっています。

関西事務所

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田3-3-10
梅田ダイビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876



法人部 シニアマネージャー

西野 雅丈



2014年9月 辻・本郷 税理士法人入社。税理士。上場企業・中小企業等、法人顧問業務が専門。趣味はヨーロッパサッカー観戦。

相続センター シニアマネージャー

硯 一晃



2008年9月 辻・本郷 税理士法人入社。税理士。相続・遺言書作成等の個人向けコンサルティングが専門。趣味は水泳。

STAFF RECOMMEND



広々とした解放感のあるオフィスです。大阪へお越しの際はぜひお立ち寄りください。(田中)



大阪城は「大阪城天守閣復興90周年」として8月より様々なイベントが開催されています。(林田)



たこ焼きは昭和10年生まれの大阪の郷土料理です。事務所近くにも美味しいお店が沢山あります。(増野)

Tsui Hongo News

辻・本郷 セミナー

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp 電話 0120-730-706

セミナー一覧・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>



※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。予めご了承ください。

【安積塾】令和3年度改正（中小企業向け法人税関係）

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2021年10月7日（木）11:30～10月13日（水）17:00（講演時間 約90分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続セミナー】介護施設入居一時金の課税関係

参加費：¥3,000

【視聴可能期間】2021年10月12日（火）11:30～10月18日（水）17:00（講演時間 約30分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
辻・本郷 税理士法人 蒲田事務所 コンサルタント 池上 千祥

DXセミナー（超入門編）【第二回】SaaSを知ろう！

参加費無料

【視聴可能期間】2021年10月14日（木）11:30～10月29日（金）17:00（講演時間 約30分）

◎講師：辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 海老原 章洋
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 鬼澤 英

電子帳簿保存法セミナー【第二回】会計ソフトベンダーに聞く！システム選定のポイント

参加費無料

【視聴可能期間】2021年10月19日（火）11:30～11月30日（火）17:00（講演時間 各社約15分）

◎参加企業：応研株式会社／株式会社オービックビジネスコンサルタント／株式会社 DONUTS／
日本ビズアップ株式会社／ピー・シー・エー株式会社／freee株式会社／株式会社マネーフォワード／
株式会社ミロク情報サービス／弥生株式会社

◎インタビュアー：辻・本郷 税理士法人 DX事業推進室 税理士 菊池 典明
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 DXバックオフィス事業部 喜多村 映里

年末調整担当者必見！実務のポイント

参加費：¥3,000

【視聴可能期間】2021年10月26日（火）11:30～11月1日（月）17:00（講演時間 約60分）

◎講師：辻・本郷 社会保険労務士法人 社会保険労務士 藤野 真由美

相続セミナー

参加費無料

お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

◎各会場時間共通：セミナー（座談会）14:00～／相談会 15:00～

もっと知りたい「信託活用術」

沖 縄 | 10月6日（水）◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
◎会場：沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室 ◎詳細：沖縄事務所 098-941-3230

失敗しない生前贈与の仕方～「贈与したつもり預金」とならないために～

新 潟 | 10月19日（火）◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
◎会場：新潟日報メディアシップ ナレッジルームA ◎詳細：新潟事務所 025-255-5022

あなたの知らない相続税調査の世界（座談会）

静 岡 | 10月12日（火）◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫
辻・本郷 税理士法人 静岡事務所 相続センター長 税理士 安藤 薫
◎会場：静岡商工会議所 静岡事務所会館 403号 ◎詳細：静岡事務所 050-3612-3344

札 幌 | 10月26日（火）◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫 他
◎会場：かでる2・7 510会議室 ◎詳細：札幌事務所 011-272-1031

遺産相続・ キャプティブ保険 ガイド

from Hawaii

アメリカ・ハワイ州における国際税務や遺産相続について
現地在住の弁護士が具体的な事例をご紹介します。

今回のテーマ：Affidavit for Collection of Personal Property

Affidavit for Collection of Personal Property （動産のための宣誓供述書）とは

Affidavit for Collection of Personal Propertyとは、故人の遺族が、裁判所のプロベート手続きを通過せず、故人の残した動産を、相続できることを可能にする文書です。アメリカでの州の幾つかにおいては、故人が残した遺産額が、それぞれの州法における免除額を超過しない場合、遺族はプロベート手続きをせず、こちらのAffidavitの書類の作成のみによって、相続処理をすることが可能です。ハワイ州においては、故人の遺産額が自動車の金額を除いて\$100,000を超過しない場合、こちらのAffidavitを活用することができます。

Affidavit for Collection of Personal Propertyの作成の仕方

こちらのAffidavit for Collection of Personal Propertyを導入している州においては、通常、ダウンロードが可能な見本文書を提供しています。故人の遺族はこちらの見本文書をダウンロードし、「故人の死亡日」等を含む必要な情報を記入し、「宣誓供述者」として、Affidavitを提出する州の公証人の面前で、書類にサインをします。

Affidavit for Collection of Personal Propertyは どこに提出をしても良いのか

遺族は、こちらのAffidavit for Collection of Personal Propertyを、それぞれの州のプロベート手続きをしなくても良くなる遺産の免除額を超えない限り、銀行やその他の金融機関、または、故人の動産を遺族に分配してもらえるその他の企業等に提出することができます。

まとめ

Affidavit for Collection of Personal Property を適用することにより、効率よく故人の動産を相続することができますので、こちらの書類について知っておくことは良いことです。



本郷 友香（ほんごう ゆか）

TH弁護士法人パートナー 米国弁護士

プロベートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

✉ info@hongolaw.com ④ <http://www.hongolaw.com/>

札幌事務所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1
AQUA青森スクエアビル4階
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

久慈事務所

〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8
中野ビル2階
TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18
明治中央ビル5階
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16
地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29
一関中央ビル2階
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1
青葉通プラザ2階
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35
福島キャピタルフロント7階
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6
明治安田生命郡山ビル5階
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

新潟事務所

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10
宇都宮駅前ビル6階
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23
高崎タワー21 2階
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4
熊谷朝日ハニビル7階
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11
ブランドル雅II 202号
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3
みどりビルディング4階
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14
所沢第一生命ビルディング5階
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1
ちびぎん柏ビル4階
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23
SADOKA SOUTHERN TERRACE6階
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10
コクブ亀戸ビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11
朝日生命北千住ビル7階
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19
新秋葉原ビル6階
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング20階
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3
小鍛冶ビル8階
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7
西蒲田T.Oビル5階
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7
東京西池袋ビルディング12階
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル31階
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1
世界堂ビル7階
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4
全理連ビル5階
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1
渋谷クロスタワー31階
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2
パシフィックニュー豊玉2階
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル11階
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13
第15三ツ木ビル3階
TEL.050-3612-3340

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市中町1-1-16
東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜西区高島2-19-12 スカイビル24階
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16
TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3
日本生命南藤沢ビル4階
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1
Y&Yビル6階
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9
TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6
TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1
長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

岐阜事務所【開設】

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1
フロンティア丸杉ビル5階
TEL.050-3612-3352

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30
エクセルワード静岡ビル13階
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3
上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60
豊橋イーストビル6階
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29
名古屋広小路プレイス5階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市九の城町7-7
TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通
室町東入函谷鉦町79番地
ヤサカ四条烏丸ビル6階
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10
梅田ダイビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通
6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24
有信ビル5階
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210
TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅
中央街8-1 JRJP博多ビル8階
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13
TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5446

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3
朝日生命大分ビル4階
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8
和光中町ビル(旧第一生命ビル)
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10
鹿児島中央ビル9階
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9
カフーナ旭橋B街区ビル1階
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

